

1 財政収支の分析と指標

財政運営の健全性は、まず財政収支に端的に表現される。この財政収支の捉え方として、次の4つがある。

(1) 形式収支

決算書における歳入歳出差引額と同義であり、歳入 > 歳出の場合は黒字、逆の場合は赤字となる。

(2) 実質収支

実質収支は、形式収支から翌年度に繰り越す財源（繰越明許費や事故繰越のほか、支払繰延を含む）を差し引いた額である。これの意味するところは、形式収支に発生主義的要素を加味したもので、本来当該年度に属すべき収入・支出を加減した、実質的な収支の差額である。

(3) 単年度収支

単年度収支は、当該年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額であり、翌年度の財政運営、特に歳出規模の伸縮に大きな影響を与える。

(4) 実質単年度収支

単年度収支には、財政調整基金積立金や、任意に行う繰上償還金のような実質的には黒字を意味するもの、あるいは財政調整基金の取り崩しのような赤字を意味するものが含まれている。そこで、実質単年度収支では、それらの措置が行われなかったとして単年度の収支を検証する。今年度は財政調整基金等への積立を行っているの、それを加味したものが実質的な収支となる。

2 財政構造の弾力性の分析と指標

健全な財政運営の第1の要件が収支均衡の保持であるとすれば、第2の要件は財政構造の弾力性確保である。この財政構造を分析する指標を次に示す。

(1) 基準財政収入額

普通交付税の算定にあたって、各地方公共団体の基準となる収入を一定の方式で算定した額をいう。その算定は、市町村民税や固定資産税などの法定普通税（標準税収入）及び事業所税の収入見込額の75%、利子割交付金・地方消費税交付金・ゴルフ場利用税交付金・軽油取引税交付金の収入見込額の75%、地方譲与税の収入見込額、固有資産等所在市町村交付金の収入見込額の75%、交通安全対策特別交付金の収入見込額、地方特例交付金の交付額の75%の合算額に減税補てん債相当額に係る特例加算額（減収影響額の75%）を加えたものである。なお、地方税などの収入の全額を基準財政収入額に算入しないのは、地方公共団体がそれぞれの地域の特性に応じて自主的に独自の施策を展開していく財源的余裕を残しておく必要性などの理由からである。

(2) 基準財政需要額

普通交付税の算定にあたって、各地方公共団体が合理的、かつ妥当な水準の行政を行う為に必要な一般財源の額を、行政項目ごとに算定したものの合算額をいう。行政項目ごとの基準財政需要額は、単位費用 × （測定単位の数値 × 補正係数）の算式によって算定される。

(3) 標準財政規模

各地方公共団体の財政規模を比較するにあたっては、予算や決算で比べる方法もあるが、国庫補助金や地方債など特定財源が含まれるため、各年度によってもばらつきがあり、単純に比較するのが難しい。そのため、特定財源を控除し、地方税や普通交付税など通常経常的に収入されると思われる一般財源の額で比較するのが妥当である。これを標準財政規模といい、下記の算式によって算定される。なお、標準税収入額等とは、地方税及び地方譲与税等の収入見込額の理論値をいう。

$$\text{標準財政規模} = \text{標準税収入額等} + \text{普通交付税額}$$

(4) 財政力指数

財政基盤の強さを示す指標である。標準的な行政活動を行う財源をどのくらい自力で調達できるかを表した指標で、財政力指数が大きいほど財政力が強いとみることができる。通常過去 3 カ年の平均をいう。原則、単年度で「1」以上の市町村には、普通交付税は交付されない。

$$\text{財政力指数} = \left\{ \text{H18} \frac{\text{基準財政収入額}}{\text{基準財政需要額}} + \text{H19} \frac{\text{基準財政収入額}}{\text{基準財政需要額}} + \text{H20} \frac{\text{基準財政収入額}}{\text{基準財政需要額}} \right\} \times \frac{1}{3}$$

(5) 実質収支比率

実質収支比率は下記の算式で算定される。実質収支は多額であればよいというものではなく、その妥当性を判断するために算出される比率で、3 ～ 5 % が適当といわれている。

$$\text{実質収支比率} = \frac{\text{実質収支}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

(6) 徴収率・(7) 実質徴収率

市町村税収入額の市町村税調定額に対する比率である。なお、実質徴収率は、徴収猶予がある場合に、あらかじめ調定額から徴収猶予分を差し引いて徴収率を求めるものである。

$$\text{徴収率} = \frac{\text{市町村税収入額}}{\text{市町村税調定額}} \times 100$$

(8) 経常収支比率

財政構造の弾力性を判断するための比率で、人件費、扶助費、公債費など経常的に支出する経費に地方税や地方交付税、地方譲与税などの経常一般財源や減税補てん債及び臨時財政対策債がどの程度充当されているかをみる指標である。経常収支比率は、従来から少なくとも都市にあっては 80 % を超える場合には弾力性が失われつつあるといわれ、財政運営にも注意が必要である。

$$\text{経常収支比率} = \frac{\text{経常的に収支に充当した一般財源等}}{\text{経常一般財源等総額} + \text{減税補てん債} + \text{臨時財政対策債}} \times 100$$

(9) 公債費比率・(10) 債務負担行為を含む公債費比率・(11) 起債制限比率

公債費比率は、地方債発行規模の妥当性を判断するための指標で、地方債の元利償還金の標準財政規模に対する割合である。15 % を超えると財政の弾力性が阻害されるといわれ、財政運営にも注意が必要である。

債務負担行為を含む公債費比率は、さらに過年度の債務負担行為に基づく当該年度の義務的な支出額を考慮したものである。公債費に準ずる債務負担行為に係る支出額を公債費比率の算式の分子に加えて算定し、地方債発行額と債務負担行為に基づく支出額の規模の妥当性を判断する指標とするものである。

起債制限比率は、地方債の許可制限に係る指標として地方債許可方針に規定されたもので、公債費比率の分母・分子から事業費補正によって基準財政需要額に算入された公債費を控除した額を使って求め、比率の過去 3 年度間の平均をいう。これが 20 % 以上 30 % 未満の団体は一般事業及び厚生福祉施設整備事業に係る地方債が、30 % 以上の団体は一般事業債が許可されない。

$$\text{公債費比率} = \frac{\text{元利償還金} - (\text{元利償還金充当特定財源} + \text{繰上償還額} + \text{基準財政需要額算入公債費})}{\text{標準財政規模} - \text{基準財政需要額算入公債費} + \text{臨時財政対策債発行可能額}} \times 100$$

* 『債務負担行為を含む公債費比率』は、分子に債務負担行為に係る支出額を加えて算出する。

* 『起債制限比率』は、分母・分子から事業費補正に算入された公債費を除いて算出された率を 3 カ年平均した数値。

(12) 実質公債費比率

平成 18 年度より地方債の発行が許可制度から協議制度に移行したことに伴い、町の財政健全度を示す新たな指標で、普通会計の公債費に一部事務組合への負担金や水道事業会計などへの繰出金のうち公債費分を準元利償還金として加算した額で算出し、過去 3 年度間の平均をいう。これが 18% を超えた場合は地方債の発行が公債費負担適正化計画の策定を前提とした許可団体となり、25% 以上の団体は単独事業等の起債が制限される。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(A + B) - (C + D)}{E - D} \times 100$$

A：地方債の元利償還金（繰上償還等を除く）

B：地方債の元利償還金に準ずるもの（「準元利償還金」）

C：元利償還金又は準元利償還金に充てられる特定財源

D：地方債に係る元利償還に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された（「算入公債費の額」）及び準元利償還金に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額（「算入準公債費の額」）

E：標準的な規模の収入額（「標準財政規模」）

(13) 公債費負担比率

地方公共団体における公債費による財政負担の度合いを判断する指標のひとつで、公債費に充当された一般財源の一般財源総額に対する割合である。

$$\text{公債費負担比率} = \frac{\text{公債費充当一般財源}}{\text{一般財源総額}} \times 100$$

(14) (15) 財政調整基金現在高及び地方債現在高の標準財政規模に対する割合

財政調整基金は年度間の不均衡を調整するための積立金で、不慮の減収・支出増加に対応できるよう、財源に余裕のある年度に積み立てを行うもので、標準財政規模との割合が高いほど、計画的な財政運営を行いやすいといえる。逆に地方債現在高の割合が高いほど、財政運営が厳しくなる。

$$\text{財政調整基金現在高の標準財政規模に対する割合} = \frac{\text{財政調整基金現在高}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

$$\text{地方債現在高の標準財政規模に対する割合} = \frac{\text{地方債現在高}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

(16) 一般財源比率

一般財源比率は、歳入総額のうち一般財源等の占める割合。

$$\text{一般財源比率} = \frac{\text{一般財源等}}{\text{歳入総額}} \times 100$$

(17) 経常一般財源等比率

標準財政規模は、特定財源を控除し、経常的に収入されると思われる一般財源の規模を表し、経常一般財源等は経常的に収入される現実の一般財源等の額であるため、この両者を比較することにより当該団体における一般財源等のゆとりをみることができる。100%を超える度が高いほど、収入の安定性と自主性が高い。

$$\text{経常一般財源等比率} = \frac{\text{経常一般財源等}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

(18) 義務的経費比率

歳出における、義務的経費（人件費・扶助費・公債費）の構成比を義務的経費比率といい、これが大きいほど経常的経費の増大傾向が強く、財政健全化の大きな障害となる。

$$\text{義務的経費比率} = \frac{\text{人件費} + \text{扶助費} + \text{公債費}}{\text{歳出総額}} \times 100$$